

通知を受けた争議行為の実施内容を公表します

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定によって、済生会呉労働組合から次のとおり争議行為を行う旨の通知がありましたので、労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条第4項の規定に基づいてお知らせします。

- 1 開始日
令和6年7月10日以降
- 2 場所
済生会広島病院
広島県済生会福祉総合センター
老人保健施設はまな荘
老人保健施設はまな荘デイケア
特別養護老人ホームたかね荘こやうら
- 3 要求事項
夏期一時金等
- 4 争議行為の概要
同盟罷業および怠業を含む争議行為

令和6年6月28日

広島県知事 湯崎 英彦